



日本マルタ友好協会 会則

- 第1条 名 称
名称を日本マルタ友好協会（The Japan Malta Friendship Association）（以下、本会）とする。
- 第2条 活動目的
日本国とマルタ共和国との民間レベルにおける友好親善の機会づくりと促進を図ることを目的とし、そのために有効な事業を計画し、また、関連の諸活動を行う。
- 第3条 会 員
- 1 本会の会員は、マルタ共和国に親しみをもつ者で、本会の活動目的に賛同し、それを支えその良好な発展に寄与する意志を有すること。
 - 2 会員の種別は以下の通りとする。
 - 1、個人会員
 - 2、法人会員
 - 3、賛助会員
 - 3 入会——会員 1 名以上の推薦を受け、理事会の承認を経て入会とする。入会希望の連絡後、理事会承認までの期間は準会員とする。
 - 4 退会——退会の旨を、理由を添えて文書で会長宛提出する。
 - 5 除名等——本協会の社会的名誉を損なう行為があった場合、理事会で除名処分を決することができる。
- 第4条 役 員
本会に、以下の役員を置く。
- 1、会長 1 名
 - 2、副会長 2 名以内
 - 3、理事 若干名
会長は理事の内より、事務局長及び会計財務担当を任命する。
 - 4、監査役 1 名ないし 2 名
 - 5、顧問（特別な指導的立場をもって本協会の活動に貢献が期待される方）
- 第5条 名誉職等
日本マルタ友好協会は、会の活動に功績があり、また見識ある指導等を仰ぐために、以下の名誉職を置く。
- 1、名誉会長（原則会長経験者を顕彰する役職）
 - 2、名誉会員（会員として永年の在籍があり、会の発展に顕著な貢献のあった方）
 - 3、名誉会友（会員以外の方で、会の発展に大きな功績のあった方を顕彰する役職）
 - 4、会 友（日本在住のマルタ人、マルタに特に関わる文化人、その他）
- 第6条 役員を選任と任期
- 1 会長、副会長、監査役は、その任期を 1 期 3 年間とし、連続して 3 期まで務めることができる。
 - 2 役員を選任は、理事会において候補を選定し、総会の承認をもって決する。
 - 3 理事の任期は 1 期 3 年間とし、再任を妨げない。



第7条 総 会

- 1 日本マルタ友好協会の最高議決機関は総会であり、原則として年に1回開催する。
- 2 緊急を要する議案に際しては、理事会の総意で暫定的に運用することができるが、これについては事後直近の総会で経費等の報告をし、了承を得るものとする。なお、必要な場合、理事会は臨時総会を招集することができる。
- 3 総会は会員の過半数による出席もしくは委任状の提出をもって成立とし、議案は出席者の過半数の賛成を以て承認とする。

第8条 会計と会費

- 1 本会の活動は、原則、会員による会費及び寄付金等をもって充てる。
- 2 毎年度の会費は以下の通りとする。
 - 1、個人会員 3,000 円
 - 2、法人会員 1口10,000 円
 - 3、賛助会員 1口5,000 円
- 3 会費は毎年度はじめに徴収をはかる。
- 4 会計年度は、4月1日より翌年3月31日迄とする。
- 5 用途については、本会の活動目的にそった範囲に限定し、その会計報告ならびに監査役による監査結果は総会において報告、公開、承認を得るものとする。
- 6 名誉職の会費は免除する。

第9条 事務局の所在地等

本会及び同事務局の所在地は以下の通りとする。
東京都世田谷区大原 1-16-16-207 マルタ共和国名誉総領事館内

第10条 会則の改正

会則の改正には総会の議決を必要とする。

第11条 設立

本会の設立年月日は以下の通りとする。
1989年1月8日

付則

本会則は、2008年度総会の議決をもって発効する。
本会則は、2019年9月28日開催の令和1年度臨時総会の議決をもって改正し、即時発効する。